

市の組織の再編、部等の名称変更等（平成19年4月1日）に伴う変更

第2編第1章第1節1(1) 初動指令部の設置（33頁）中

変 更 前	変 更 後
<p>ア 府を通じて、武力攻撃等の発生の兆候に関する情報を入手した場合等において、<u>法務・危機管理担当理事</u>は、各部局危機管理担当を招集し、初動指令部を設置する。</p> <p>イ <u>法務・危機管理担当理事</u>は、適宜、状況等について市長に報告し、その指示を受ける。</p>	<p>ア 府を通じて、武力攻撃等の発生の兆候に関する情報を入手した場合等において、<u>危機管理監</u>は、各部局危機管理担当を招集し、初動指令部を設置する。</p> <p>イ <u>危機管理監</u>は、適宜、状況等について市長に報告し、その指示を受ける。</p>

第2編第1章第1節1(2) 設置基準（33頁）中

変 更 前	変 更 後
<p>その他<u>法務・危機管理担当理事</u>が必要と認める場合</p>	<p>その他<u>危機管理監</u>が必要と認める場合</p>

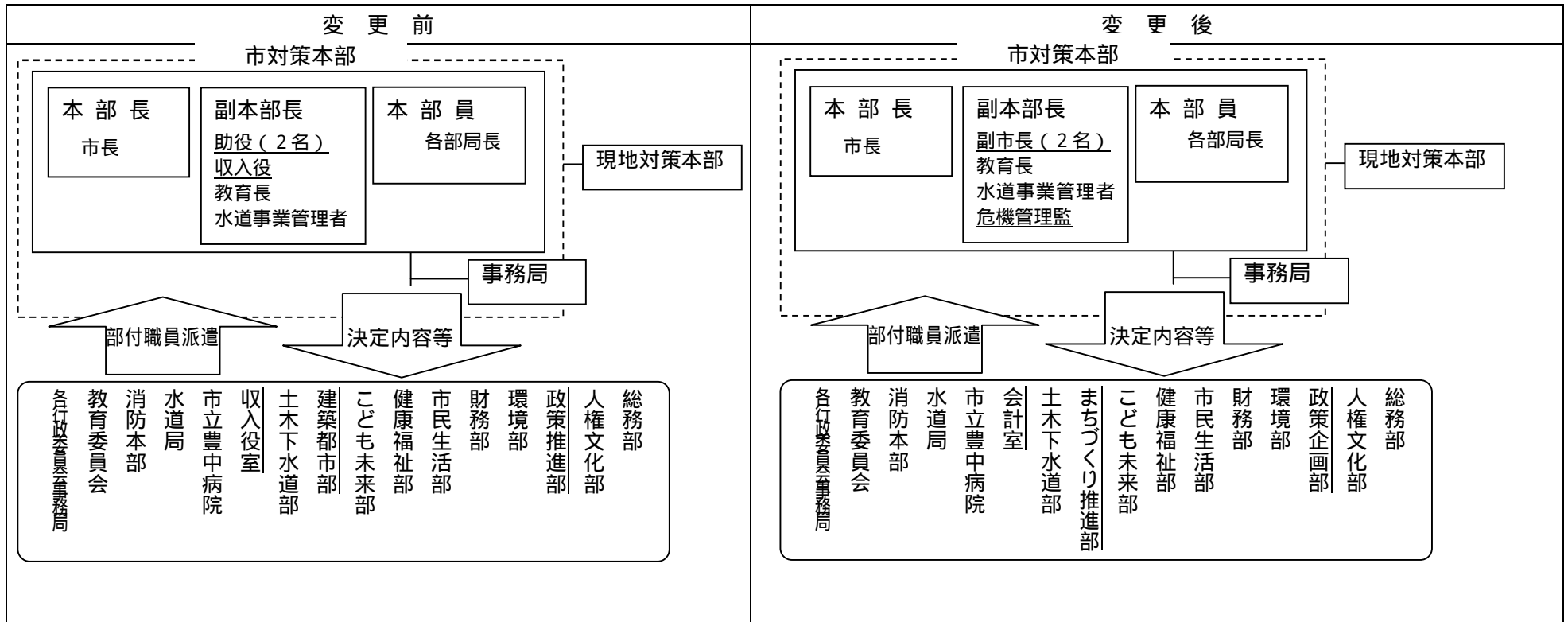
第2編第1章第1節1(3) 初動指令部の組織（33頁）中

変 更 前	変 更 後
<p>ア 初動指令部は、<u>法務・危機管理担当理事</u>及び各部局危機管理担当をもって組織・運営する。部長は、<u>法務・危機管理担当理事</u>をもって充てる。</p>	<p>ア 初動指令部は、<u>危機管理監</u>及び各部局危機管理担当をもって組織・運営する。部長は、<u>危機管理監</u>をもって充てる。</p>

第2編第1章第1節4 勤務時間外等の体制(35頁)中

変 更 前	変 更 後
<p>勤務時間外等においては、消防本部及び守衛は、市民、関係機関等から情報を得た場合は、直ちに<u>法務・危機管理担当理事</u>に連絡することとする。</p> <p>連絡を受けた<u>法務・危機管理担当理事</u>は、関係機関との連絡調整を行うとともに、速やかに活動体制を確立する。</p> <p>消防本部は、市長部局での体制が整うまでの間、事案の状況等について市長に報告し、その指示を受け、情報の収集・整理、事案への対処など、必要な措置を講じる。</p>	<p>勤務時間外等においては、消防本部及び守衛は、市民、関係機関等から情報を得た場合は、直ちに<u>危機管理監</u>に連絡することとする。</p> <p>連絡を受けた<u>危機管理監</u>は、関係機関との連絡調整を行うとともに、速やかに活動体制を確立する。</p> <p>消防本部は、市長部局での体制が整うまでの間、事案の状況等について市長に報告し、その指示を受け、情報の収集・整理、事案への対処など、必要な措置を講じる。</p>

第2編第1章第2節1(2) 組織の表(37頁)中



第2編第1章第2節1(4) 各部局等の所掌事務の表(38頁から42頁)中

変更前		変更後	
総務部	(略)	総務部	(略)
人権文化部	(略)	人権文化部	(略)
政策推進部	(略)	政策企画部	(略)
環境部	(略)	環境部	(略)
財務部	(略)	財務部	(略)
市民生活部	(略)	市民生活部	(略)
健康福祉部	(略)	健康福祉部	(略)
こども未来部	(略)	こども未来部	(略)
建築都市部	(略)	まちづくり推進部	(略)
土木下水道部	(略)	土木下水道部	(略)
収入役室	(略)	会計室	(略)
豊中病院	(略)	豊中病院	(略)
水道局	(略)	水道局	(略)
消防本部	(略)	消防本部	(略)
教育委員会	(略)	教育委員会	(略)
農業委員会事務局	(略)	農業委員会事務局	(略)
各行政委員会事務局	(略)	各行政委員会事務局	(略)

第2編第1章第2節1(7) 市対策本部の事務局(42頁から43頁)中

変 更 前	変 更 後																		
<p>市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長は、<u>法務・危機管理担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>また、事務局に次に掲げる班を置く。</p> <p>【事務局の編成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職・班名</th> <th>担当職</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td><u>法務・危機管理担当理事</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>行財政再建対策監 情報政策担当理事</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職・班名	担当職	主な事務分掌	事務局長	<u>法務・危機管理担当理事</u>	(略)	副事務局長	行財政再建対策監 情報政策担当理事	(略)	<p>市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長は、<u>危機管理監</u>をもって充てる。</p> <p>また、事務局に次に掲げる班を置く。</p> <p>【事務局の編成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職・班名</th> <th>担当職</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td><u>危機管理監</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>行財政再建対策監</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職・班名	担当職	主な事務分掌	事務局長	<u>危機管理監</u>	(略)	副事務局長	行財政再建対策監	(略)
職・班名	担当職	主な事務分掌																	
事務局長	<u>法務・危機管理担当理事</u>	(略)																	
副事務局長	行財政再建対策監 情報政策担当理事	(略)																	
職・班名	担当職	主な事務分掌																	
事務局長	<u>危機管理監</u>	(略)																	
副事務局長	行財政再建対策監	(略)																	

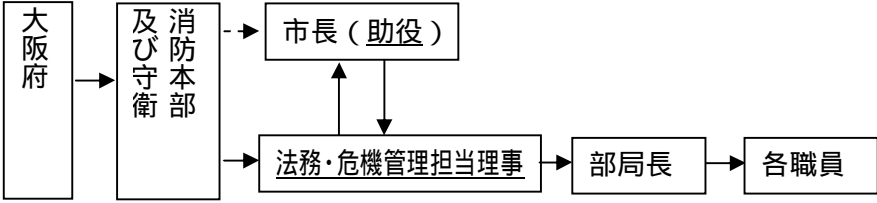
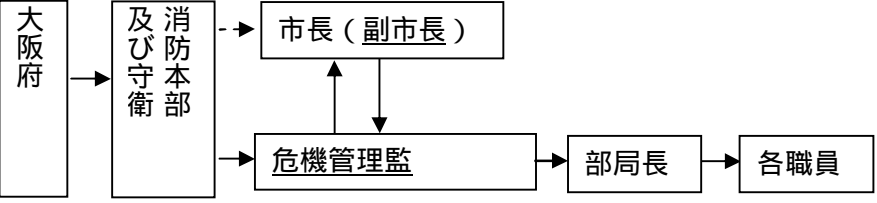
第2編第1章第2節1(8) 市対策本部の開設(43頁から44頁)中

変 更 前	変 更 後
<p>ア <u>法務・危機管理担当理事</u>は、市役所第2庁舎3階会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p>	<p>ア <u>危機管理監</u>は、市役所第2庁舎3階会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p>

第2編第1章第2節1(9) 市対策本部員等の参集(44頁)中

変 更 前	変 更 後
<p><u>法務・危機管理担当理事</u>は、市対策本部員、事務局員等に対し、あらかじめ定めた連絡網に基づき、参集するよう連絡する。</p>	<p><u>危機管理監</u>は、市対策本部員、事務局員等に対し、あらかじめ定めた連絡網に基づき、参集するよう連絡する。</p>

第2編第1章第2節2(1) 職員の配備指令(44頁から45頁)中

変更前	変更後
<p>ア 市長は、対策本部を設置すべき地方公共団体として指定をした旨の通知を受けたときには、直ちに、全職員による配備を<u>法務・危機管理担当理事</u>に指令する。</p> <p>(ア) 勤務時間外 <u>法務・危機管理担当理事</u>が各部局長に連絡し、各部局長は、所属職員に対し、あらかじめ定めた連絡網に基づき、勤務場所へ参集するよう連絡する。</p> <p>(イ) 勤務時間内 <u>法務・危機管理担当理事</u>が各部局長に連絡し、各部局長は各職員に伝える。</p> <p>(略)</p> <p>【勤務時間外の配備通達ルート】</p>  <pre> graph TD A[大阪府] --> B[及び消防本部] B --> C[市長(助役)] C <--> D[法務・危機管理担当理事] D --> E[部局長] E --> F[各職員] </pre>	<p>ア 市長は、対策本部を設置すべき地方公共団体として指定をした旨の通知を受けたときには、直ちに、全職員による配備を<u>危機管理監</u>に指令する。</p> <p>(ア) 勤務時間外 <u>危機管理監</u>が各部局長に連絡し、各部局長は、所属職員に対し、あらかじめ定めた連絡網に基づき、勤務場所へ参集するよう連絡する。</p> <p>(イ) 勤務時間内 <u>危機管理監</u>が各部局長に連絡し、各部局長は各職員に伝える。</p> <p>(略)</p> <p>【勤務時間外の配備通達ルート】</p>  <pre> graph TD A[大阪府] --> B[及び消防本部] B --> C[市長(副市長)] C <--> D[危機管理監] D --> E[部局長] E --> F[各職員] </pre>

第3編第1章第1節1 各部局等における業務(106頁から108頁)中

変更前		変更後	
部局等名	平素の主な業務	部局等名	平素の主な業務
行財政再建対策室	(略)	行財政再建対策室	(略)
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する業務の総括に関すること ・国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領のパターンの作成に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・職員の研修に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・自主防災組織の活動支援に関すること ・国民保護に関する啓発に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・安否情報事務に係る総合調整に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること 	<u>危機管理室</u> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する業務の総括に関すること ・国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領のパターンの作成に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・自主防災組織の活動支援に関すること ・国民保護に関する啓発に関すること ・安否情報事務に係る総合調整に関すること 	
人権文化部	(略)	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
政策推進部	(略)	人権文化部	(略)
環境部	(略)	政策企画部	(略)
財務部	(略)	環境部	(略)
市民生活部	(略)	財務部	(略)
健康福祉部	(略)	市民生活部	(略)
こども未来部	(略)	健康福祉部	(略)
建築都市部	(略)	こども未来部	(略)
土木下水道部	(略)	<u>まちづくり推進部</u>	(略)
収入役室	(略)	土木下水道部	(略)
		会計室	(略)

第3編第1章第1節2(1) 24時間即応体制の確立(108頁)中

変 更 前	変 更 後
<p>ア 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間体制の消防本部及び市役所庁舎守衛から、速やかに市長及び<u>法務・危機管理担当理事</u>等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。</p>	<p>ア 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間体制の消防本部及び市役所庁舎守衛から、速やかに市長及び<u>危機管理監</u>等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。</p>